

伊丹センターフェスティバル運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹センターフェスティバル事業（以下「センターフェスタ」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(センターフェスタの事業目的)

第2条 伊丹市共同利用施設等における地域文化活動の発表と交流の場として、センターフェスタを開催し、もって市民のコミュニティ意識の高揚と連帯感の醸成を図る。

(運営)

第3条 センターフェスタの運営は、共同利用施設等管理運営委員会役員の中から選出された実行委員で構成する実行委員会が行う。

2 実行委員会の承認を得て、その枠以外に実行委員を任命することができる。

(実行委員会の役員および任期)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

2 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故ある時は、合議によりその職務を代行する。

4 会計は、本会の会計業務を担当する。

5 役員は、実行委員による互選とする。

6 役員および実行委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員会の協議事項)

第5条 実行委員会は、次の事項について協議する。

- (1) センターフェスタの事業計画に関すること
- (2) センターフェスタの予算・決算に関すること
- (3) その他センターフェスタの運営に関すること

(事務局)

第6条 実行委員会の事務局は、伊丹市市民自治部まちづくり室まちづくり推進課に置く。

(その他)

第7条 実行委員会の運営に関し、その他必要な事項があるときは、役員会で協議して決定する。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。